

子ども食堂（子ども・若者の居場所）の運営に関するガイドライン

I ガイドラインの趣旨

「子ども食堂」は、ひとり親家庭や共働き家庭などの子どもの「孤食」の改善、経済的な理由などで困難を抱える子どもへの食事の提供、地域の交流促進などさまざまな目的で運営されております。実施場所も公民館や店舗、個人の自宅などさまざまで、実施主体、開催日時等、多種多様な形態で行われています。

また、「子ども食堂」は地域に根付いた活動であり、安心して利用することができる子どもの居場所として力を発揮できるよう、地域がつながりあい、ネットワーク力を高めていくことが求められます。

埼玉県の「こどもの居場所実態調査」（H30.08 現在）によれば、県内47市町で164か所の子どもの居場所づくり活動があり、そのうち子ども食堂は123か所です。

富士見市では、平成29年3月に富士見市子どもの貧困対策整備計画を策定し、生活困難な家庭の子どもへの支援の一つとして、「子ども食堂を行う団体への支援」に取り組んでいます。現在、市内には4か所の活動がありますが、市としては、今後、全小学校区の設置を目標としています。そのため、子ども食堂をはじめ子ども・若者の居場所づくりの取組を支援しようと、平成30年10月に富士見市社会福祉協議会に「子ども未来応援基金」を創設し、この基金を活用した支援を推進しています。

この支援を円滑に推進するため、助成対象となる子ども食堂団体の要件を以下のとおり決めました。基金の助成を希望する団体はもちろんですが、今後、市内の公共施設を利用して子ども食堂を始めようとする団体においては、このガイドラインを目安に運営・準備をすすめていただけるようお願いいたします。

同様に「学習支援活動」についてのガイドラインも策定しています。

また、このガイドラインは個人的な集まりや営業活動などの公的な支援を求めない「子ども食堂」の活動を制限するものではありませんが、衛生管理など食の安全に関する重要事項もありますので、参考にいただければ幸いです。

なお、このガイドラインは今後の国や県等の動向や活動の展開などをふまえ、必要に応じて見直しを予定しています。

II 基本的な要件について

1. 実施団体の要件

- ①会則、規約等の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- ②宗教・政治を目的としないこと。
- ③事業実施に必要な体制が確保されていること。
- ④国・県・市から同様の趣旨で補助金を受けていないこと。
- ⑤活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

- ⑥暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- ⑦公共施設を利用する場合は、団体登録等所定の手続きを行うこと。
- ⑧富士見市民が運営に関わり、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が整っていること。
- ⑨活動実績が1年以上あるか、1年以上の継続性が見込まれること。

2. 事業実施上の要件

- ①子ども・若者居場所づくりを目的として、次の各号のうちイ)の事業を行うこと。
 - ア) 子ども・若者の学習支援設置運営事業
 - イ) 子どもの「子ども食堂」設置運営事業
 - ウ) その他、子ども・若者の支援に関し、必要と認めた事業
- ②地域への適切な周知がなされ、富士見市内に住む生活困難世帯の子ども・若者の参加が見込まれること。
- ③営利事業者が行う場合であっても営利を目的とせず公益性があること。
- ④市内で実施されていること。
- ⑤概ね月1回以上、定期的を実施すること。
- ⑥原則、1回2時間程度実施すること。
- ⑦開設時間に現場に常に責任者を配置すること。
- ⑧参加する子どもについて、参加登録をさせること。
- ⑨実施にあたっては、公共施設又は民間施設を活用し、子どもの利便性や安全性に十分配慮すること。
- ⑩保険に加入するなど、子どもや従事者の安全に努めること。
- ⑪事業を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。また、事業が終了した後も同様とする。
- ⑫子どもに対する食事の提供は、無料若しくは、実費程度の低価格とすること。
- ⑬1回あたり子どもへの提供食数は、原則5食以上とすること。
- ⑭実施施設の設備等について保健所の指導に従うこと。また、調理従事者の中に食品衛生責任者を置くなど食品衛生に関する基本的な知識を習得するよう努めること。(食品衛生責任者とは、栄養士、調理師等の資格のある人のほか、食品衛生責任者養成講習会を受講した人等をいう。)
- ⑮子ども以外の提供は、対象の子ども保護者等とする。

3. 留意事項

- ①原則調理を行い、パンやおにぎりのみなど簡易な食事提供は避けること。
- ②保健所の指導内容を遵守し、食中毒に注意して食品を取り扱うこと。
※詳しくは、別添の厚生労働省通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」のうち、「子ども食堂における衛生管理のポイント」(チェックリストは別紙1)を参照してください。
- ③調理完了からおおむね2時間以内に食べ終わるような運営をすること。
- ④食物アレルギーのある子どもが誤食することのないよう配慮すること。

- ⑤家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすなどの、家庭に事情のある子どもがより参加できるよう、関係機関や地域などとの連携を図ること。
- ⑥食事の提供、学習支援や相談支援等を通じて、可能な限り、地域のつながりを生み出すよう努めること。
- ⑦気になる子どもについては、行政機関につなぐ等の対応を行うこと。
- ⑧参加する子どもの帰宅時の安全確保に努めること。

【付記】

平成30年 9月 5日策定

平成30年10月19日改訂

<問い合わせ先>

富士見市子ども未来部子ども未来応援センター

富士見市大字鶴馬3351-2

電話 049-252-3773

FAX 049-252-3772

E-mail kodomouen@city.fujimi.saitama.jp